

# ききょうバス車内広告募集概要

## 1. 掲載媒体

多治見市自主運行バス（ききょうバス）

中心市街地線（前山ルート、坂上ルート、宝町ルート）運行車両3台

※日野自動車(株) 製造 小型マイクロバス定員33名

## 2. 広告の規格及び掲示料金

規格	掲示料金	募集枠数	備考
日本産業規格B列3番 (縦364mm×横515mm)	1台1枠1箇月につき3,000円	5	同一の車内広告を 自主運行バス3台 に掲示

## 3. 掲示期間 原則 4月1日 ~ 3月31日 ※期間内に3回の掲示物の変更可

### 年間の広告料（1枠）



**3,000円×3台×12ヶ月 = 108,000円**

## 4. 掲載箇所概況



## 5. バス乗車状況

**中心市街地線年間乗車人数 約 100,000人**

**一日 10~12便 毎日運行（元日を除く）**

お問い合わせ先

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市役所 都市政策課 交通・空家グループ

TEL 0572-22-1321（直通） FAX 0572-25-6436

## 広告募集

### 1. 募集

※広告デザインを添えて応募

### 2. 審査 多治見市広告審査委員会

### 3. 掲示 4月1日(予定)以降

### 4. 備考

※広告は原則応募者のご負担で作成願います。(B3サイズ3枚)

※広告媒体への掲載は、多治見市で行います。

※広告媒体(バス車両)は、車検、定期点検、修繕により、代替車両での運行の場合広告の掲載はできません。

## 多治見市広告掲載取扱要綱 (抜粋)

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張が含まれるもの
- (6) 個人の名刺広告(単に個人の氏名を表示し、公衆に周知する広告をいう。)
- (7) 射幸心をそそるもの
- (8) その他広告掲載として不適當であると市長が認めるもの

### (広告掲載の選定基準)

第9条 広告媒体について、広告枠数を超える申請があった場合は、次の順序で選定を行う。ただし、いずれの場合も同一の場合は、抽選により決定する。

- (1) 掲載申請期間が長いもの
- (2) 市内の事業者